## 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の 火葬等の取り扱いについて

感染症で亡くなられた方の火葬については、感染拡大防止のため「新型コロナウイルス 感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関する ガイドライン(厚生労働省)」により以下のとおり対応いたします。

項目	内 容
予約・受付時	予約時に、必ず新型コロナウイルス感染症で亡くなられた遺体であるこ
	とをお伝え願います。
ご遺体の受入れ	ご遺体は、非透過性納体袋に収容・密閉し、納体袋の表面を消毒後に納
	棺した状態としてください。
	原則17時(特別枠)とし、当面の間、原則1日1件とします。しかし、
火葬時間	予約状況により、時間の変更または、友引の日13時(特別枠)での対
	応となる場合もあります。
	ご遺族及びご会葬者の方のご来場は控えさせていただきます。火葬中
来場者について	は、待合室、待合ホールのご利用もできません。
	ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いいた
	します。
	収骨については、基本的にご遺族は立ち会わず葬祭業者立会いのもと収
	骨担当者が行います。葬祭業者、ご遺族の了承があれば立ち会わず収骨
	担当者のみで行います。収骨後ご遺族に手渡します。
火葬・収骨	
	させていただく場合があります。

会津西部斎苑・会津坂下町生活課戸籍環境班 84-1500